

議員提出議案第1号

川崎市議会の政務調査費の交付等に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び川崎市議会会議規則第
13条の規定により提出いたします。

平成19年3月 9日

川崎市議会議長 矢 沢 博 孝 様

提出者 川崎市議会議員 鏑 木 茂 哉

” 玉 井 信 重

” 本 間 悦 雄

” 竹 間 幸 一

” 前 田 絹 子

” 佐 藤 忠 次

川崎市議会の政務調査費の交付等に関する条例の一部を改正する条例

川崎市議会の政務調査費の交付等に関する条例（平成13年川崎市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「前項」を「前2項」に、「収支報告書」を「収支報告書及び領収書等の写し（以下「収支報告書等」という。）」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定により収支報告書を提出する場合には、1件当たりの金額が50,000円以上の支出(規則で定める経費に係るものを除く。)に係る領収書その他の支出を証明する書類（以下「領収書等」という。）の写しを添えて、提出しなければならない。

第15条の見出し中「収支報告書」を「収支報告書等」に改め、同条第1項中「第11条第1項」の次に「及び第2項」を加え、「収支報告書」を「収支報告書等」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「収支報告書」を「収支報告書等」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成19年5月3日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務調査費について適用し、同日前に交付された政務調査費については、なお従前の例による。

提 案 理 由

政務調査費の使途の透明性を高めるため支出に係る領収書等の写しの提出を50,000円以上と定めるため、この条例を制定するものである。

議員提出議案第2号

川崎市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成19年3月 9日

川崎市議会議長 矢 沢 博 孝 様

提出者	川崎市議会議員	嶋 崎 嘉 夫
	〃	飯 塚 正 良
	〃	鏑 木 茂 哉
	〃	大 島 明
	〃	石 田 康 博
	〃	玉 井 信 重
	〃	潮 田 智 信
	〃	東 正 則
	〃	本 間 悦 雄
	〃	岩 崎 善 幸
	〃	後 藤 晶 一
	〃	竹 間 幸 一
	〃	佐々木 由美子

川崎市議会委員会条例の一部を改正する条例

川崎市議会委員会条例（昭和31年川崎市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項に次のただし書を加える。

ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。

第6条第2項に次のただし書を加える。

ただし、閉会中においては、議長が所属を変更することができる。

第6条第2項の次に次の項を加える。

- 3 第1項ただし書の規定により委員を指名したとき及び前項ただし書の規定により常任委員の所属を変更したときは、議長は次の会議においてこれを報告しなければならない。

第29条第1項中「調製」を「作成」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

地方自治法の一部改正に伴い、閉会中における議長の委員の選任に関する規定を整備すること等のため、この条例を制定するものである。

議員提出議案第3号

川崎市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成19年3月 9日

川崎市議会議長 矢 沢 博 孝 様

提出者	川崎市議会議員	嶋 崎 嘉 夫
	〃	飯 塚 正 良
	〃	鏑 木 茂 哉
	〃	大 島 明
	〃	石 田 康 博
	〃	玉 井 信 重
	〃	潮 田 智 信
	〃	東 正 則
	〃	本 間 悦 雄
	〃	岩 崎 善 幸
	〃	後 藤 晶 一
	〃	竹 間 幸 一
	〃	佐々木 由美子

川崎市議会会議規則の一部を改正する規則

川崎市議会会議規則（昭和31年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第73条第2項中「第109条の2第3項」を「第109条の2第4項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

地方自治法の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この規則を制定するものである。